

【アメリカ】 途上国における少女の出生登録を促進する法律

2015年6月12日、公法114-24号「2015年少女算出法」(Girls Count Act of 2015)が成立した。この法律は7か条から成るが、ここでは主要条項のみ紹介する。第2条は、立法の背景に係る事実認識として、2012年に世界で生まれた子どもの4割が出生記録簿に登録されていないこと、途上国において出生記録が存在しないことが、少女の人身売買に対する脆弱な立場や医療及び教育サービスを利用できないといった問題を助長する点で、特に懸念されること、女性や少女に関する基本的な統計の欠落が、当該国に対するアメリカの対外援助プログラムをめぐる評価を難しくしていることなどに触れている。第3条では、アメリカの政策として、出生記録の整備等により少女の十分な社会参加を確保していくよう、当該国に求めていくことを規定している。そして第4条では、国務長官及び国際開発庁(USAID)長官がこの政策について執行権限を有することや、国際機関及び民間との政策調整について規定している。

(海外立法情報課・鈴木 滋)

・ <http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/PLAW-114publ24/pdf/PLAW-114publ24.pdf>

【アメリカ】 企業に労働法令違反の事例報告を義務付ける政府提案

2015年5月27日、労働省は、大統領命令第13673号の実施に係る同省の指針案と連邦調達規制諮問委員会(The Federal Acquisition Regulatory Council)による関係連邦規則の改定案をウェブサイトに掲載し、60日間のパブリック・コメントに付す手続を取った。大統領命令は2014年7月31日に発令されており、連邦政府との調達契約企業に対し、当該契約入札前の3年間に、労働法分野における14の連邦法と大統領命令のほか、関連州法などに違反した事例があったか、報告を求めるものである。同省の指針案は「大統領命令の目的は、契約企業による連邦法の遵守を支援することであり、当該企業の契約を拒否するものではない」としているが、企業側には政府提案に対する懸念が強いと見られる。議会情報紙「ヒル」は、政府提案に対する企業側の反応として、新たに「面倒な報告義務」が課されることへの反発や申告情報を政府機関が処理する能力への疑問に加えて、今後政府に対する訴訟も検討している、といった声を伝えている。

(海外立法情報課・鈴木 滋)

・ <http://www.dol.gov/opa/media/press/asp/oasp20151046.htm>

【アメリカ】 テロ対策に関する米国自由法の成立

2013年に内部告発された国家安全保障局(NSA)のテロ対策目的の監視プログラムは、①1978年外国情報監視法(FISA)第501条及び②同第702条に基づいていた。①は外国諜報・国際テロ捜査に係る特定の業務記録(帳簿、記録、その他の物品を含む有形物)を政府機関が入手するための規定で、入手には外国情報活動監視裁判所(FISC)の裁判所命令を必要とする。しかしNSAの収集は非常に包括的で「国際テロ捜査に係る」範囲を超えるおそれがあった。②は国外にいる合衆国の人間(合衆国市民及び永住者)でない者の電話、メール等の通信情報の入手を司法長官と国家情報長官が合同で承認する規定である(FISCの命令等は不要)。NSAはこの規定を用い、本来は禁止される国内における通信情報等も同時に入手していた。このような過度の情報収集を禁止するため、2015年6月2日、FISA等の改正を内容とする米国自由法が成立した(P.L.114-23)。同法は形骸化や不透明性が指摘されるFISCの改善等もあわせて規定する。

(海外立法情報課・井樋 三枝子)

・ <https://www.congress.gov/bill/114th-congress/house-bill/2048>

【アメリカ】 警官、刑務官、消防士等の死亡・障害補償金の免税に関する法改正

2015年5月22日、公衆安全を職務とする公務員（公衆安全オフィサー）の職務における死亡や負傷に対する補償金への課税を行わないことを内容とする内国歳入法典第104条（26 USC 104）の改正が成立した（P.L.114-14）。同条は、就労時の傷病に対する労働者への補償金及び就労時に死亡又は就労時の傷病のため死亡した労働者の遺族への補償金（労働災害補償金）は総所得から除外する旨を規定していた。公衆安全オフィサーは、公務における負傷で永続的な障害を負った場合には障害補償金（42 USC 3796(b)）を、公務で死亡した場合には、遺族が遺族補償金（42 USC 3796(a)）を連邦から受け取る。従来、内国歳入庁は、後者については労働者災害補償金と同趣旨と解し、所得税計算に用いる総所得から除外する規則を策定して運用していたが、前者に関する取扱いは不明確であった。今回の改正で公衆安全オフィサーの障害補償金、遺族補償金及び州が支払う遺族補償金については、総所得から除外することが明文化された。（海外立法情報課・井樋 三枝子）

・ <https://www.congress.gov/bill/114th-congress/house-bill/606/>

【EU】 パック旅行指令案

EU理事会は、2015年5月28日、デジタル時代に即した消費者保護を目的としたパック旅行指令案（COM(2013)512final）に係る欧州議会との合意案を承認した。この指令案は、1990年制定の現行指令（90/314/EEC）の範囲を拡大し、オンラインでのサービス購入の定義付けなど、これまで曖昧だった部分を明確化するものである。新しい指令案では、消費者が航空券購入と同時に同じウェブサイト上で宿泊施設を予約することや、1つのサービスをオンラインで購入した後、同一の個人情報を用いて、24時間以内に別のサービスを購入することもパック旅行に含む。パック旅行のキャンセルについては、旅行主催者が価格を8%以上増額した場合、及び目的地で自然災害等深刻な事態が生じた場合は出発前に無料でキャンセルが可能となる。また旅行主催者は、破産の際には返済や払戻しを保証する義務を負う。今後EU理事会が9月又は10月に正式な採択を行った後、加盟国は新指令の内容を2年以内に国内法へ反映させる見込みである。（海外立法情報課・田村 祐子）

・ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52013PC0512&from=EN>

【EU】 船舶のCO₂排出

欧州議会とEU理事会は2015年4月29日、域内に寄港する船舶が排出する二酸化炭素（CO₂）に関する規則（EU）2015/757を採択した。この規則は、船舶から排出されるCO₂の測定、報告及び検証のためのEU全域のシステムを確立するものであり、船舶の燃料効率と排出についての情報の取扱いを改善し、CO₂排出量及び燃料消費量を削減することを目的とする。EUではこれまで船舶のCO₂排出に関して、2050年までに排出量を対2005年比で40%にまで削減しなければならないと2011年の運輸に関する欧州委員会白書（COM(2011)144final）で述べているものの、規制すべき対象としては扱ってこなかった。今回の規則は、EUの港に到着、出発又は経由する、総重量5,000トンを超える船舶を対象とする。漁船、軍艦、機械式のスクリューを持たない船、商用でない政府の船等は対象外である。船舶の所有者は、2019年以降毎年、欧州委員会と船舶の属する旗国に対してCO₂排出量等の測定結果を報告する義務を負う。（海外立法情報課・田村 祐子）

・ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L:2015:123:FULL&from=EN>

【EU】 若者雇用対策の前渡資金を増額

欧州議会と EU 理事会は 2015 年 5 月 20 日、同年 2 月に欧州委員会から提案された、2015 年の若者雇用対策のための前渡資金の金額を大幅に増額する規則 (EU) 2015/779 を採択した。この規則は、若者雇用促進事業への資金援助政策として総額 64 億ユーロを加盟国に配分する、「若者雇用イニシアチブ」の一環であり、資金のうち 32 億ユーロは、欧州社会基金から割り当てられる。今回の増額は、その割当てのうち、加盟国に前渡しする分の規模について、従来の 1%から 30%へと引き上げ、約 10 億ユーロまでとするものである。これまでの前渡資金額では、加盟国が若者の就労支援のプロジェクトへの十分な資金調達を行えず、各国におけるプロジェクト開始が困難となっていた。10 億ユーロは、スペインの 2 億 8300 万ユーロを筆頭に若者の失業率等に応じて各国に配分する見込みである。スペインは、加盟国の中で最も若者の失業率が高く、2015 年 5 月の若者 (25 歳未満) の失業率は 49.3%であった。

(海外立法情報課・田村 祐子)

・ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L:2015:126:FULL&from=EN>

【イギリス】 2015 年特殊印刷機器及び材料 (犯罪) 法

身分詐称の犯罪がイギリスに及ぼす損害は年間 33 億ポンド (約 6300 億円) と言われ、国家詐欺取締局が調査した成人の 4 分の 1 強が一度は被害にあったことがあると回答している。こうした詐欺に用いられるのは、偽造された旅券、車両免許証及びクレジットカード等であり、これらの文書作成には特殊な機器及び材料が必要である。ロンドン警視庁は 2007 年から、犯罪性が疑われる機材の取得を監視するため、関連業界との提携 (プロジェクト・ジェネシウス) を進めていたが、2015 年 3 月 26 日、2015 年特殊印刷機器及び材料 (犯罪) 法が成立し、関連機材の提供が処罰されることとなった。主な規定は次のとおりである。①関連文書を作成するための機器及び材料を犯罪に使われると知りながら提供することを犯罪とし、最高で拘禁刑 10 年及び罰金を併科する。②関連文書とは身分証明書、旅券、クレジットカード、紙幣及び硬貨をいう。③法人が当該の罪を犯し、これを同意、黙認又は懈怠により見逃した役員は個別に訴追される。

(海外立法情報課・岡久 慶)

・ <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2015/16/contents>

【イギリス】 人権団体に対する通信傍受の判決

2015 年 6 月 22 日、調査権限行政審判所 (以下「審判所」) は政府通信本部 (以下「GCHQ」) による人権団体に対する通信傍受に関する裁判の判決を下した。この裁判は、GCHQ が各種人権団体の通信を傍受していたとするエドワード・スノーデン氏の証言に基づいて、国内外の人権団体が起こしていたものである。審判所は原告 10 団体の内、エジプト及び南アフリカの団体について、傍受された電子メールを保持していた期間及び当該データから検査対象を選ぶ手続において GCHQ の内部規則の違反があり、これらが欧州人権条約第 8 条に違反すると判断し、他の団体については違法性なしと判断した。ただし、違法性なしの判断は内部規則遵守の指標に過ぎないため、これらの団体に対する傍受の有無は不明なままであり、また国家安全保障上の理由から、傍受の必要性、均衡性等の議論は公開されなかった。原告の 1 つであるアムネスティは、傍受令状の発付権限を行政政府 (国務大臣) から司法府に移管すべきとして現行制度の改正を訴えている。

(海外立法情報課・岡久 慶)

・ http://www.ipt-uk.com/docs/Final%20Liberty_Ors_Open_Determination.pdf

【イギリス】 アカデミー校拡大のための法案

アカデミー校拡大は、保守党の教育政策の重点である。アカデミー校とは労働党政権時代に発足した小中学校のタイプで、政府が運営費を負担するが、独立非営利団体と位置づけられ、運営と教育内容に大幅な裁量を認められ、スポンサーを取得することも可能である。保守党は2010年アカデミー校法によって、自発的な申請をした公立校又は教育水準局による低評価若しくは安全性等に関する警告通知の不遵守の理由から政府介入が必要と判断された公立校を、国務大臣の命令でアカデミー校化する規定を定めたが、これをさらに推進すべく2015年6月3日に教育及び養子縁組法案を下院に提出した。この法案は次の規定を設けている。①国務大臣が定義する「惰性で運営される学校」に対し国務大臣が警告を発し、適切な措置が取られなかったと判断した場合、政府介入の対象とする。②警告通知の発布権限を従来の地方自治体に加え国務大臣に与える。③アカデミー校化命令に対する学校側による異議申立ての権限を廃止する。 (海外立法情報課・岡久 慶)

・ <http://services.parliament.uk/bills/2015-16/educationandadoption.html>

【フランス】 交通事故数低減のための施策

フランスにおける2014年の交通事故死亡者数は3,384人で、前年から120人(3.7%)増加した。12年ぶりの増加であり、事態を重く見た内務省は2015年1月、26項目の「交通安全のための行動計画」を掲げ、一部を6月24日に「道路交通上の危険への対策に関するデクレ(政令)第2015-743号」として公布し、7月1日から実施した。まず、携帯電話・音楽機器使用中の事故が多いことから、耳に装着する型の機器の運転中の使用が禁止され、違反者には135ユーロの罰金と減点3が科せられる(フランスでは当初点数は12)。若年層の飲酒運転対策として、免許取得後3年以内の者について、違反となる血中アルコール濃度が0.5g/lから0.1g/lに引き下げられ、違反者には135ユーロの罰金と減点6が科せられる。速度超過対策として、制限速度90km/hの幹線道路のうち地方の事故多発区間について80km/hとする試行的な措置を開始した。制限速度抑制は首都圏等への範囲の拡大が検討されているが、反対意見も多く議論を呼んでいる。 (海外立法情報調査室・豊田 透)

・ <http://www.legifrance.gouv.fr/eli/decret/2015/6/24/2015-743/jo/texte>

【フランス】 低所得層に対する医療保険料補助制度の改正

フランスの低所得層において、医療費の自己負担額に充当する補足的な医療保険料の支払いが困難であること、医療費が原則として償還払い(立替え)であることが理由となっており、十分な医療を受けられない場合がある。すでに各種の援助策が実施されているが、政府はそのひとつである補足医療保険料補助制度(ACS)の改正を2015年度社会保障予算に盛り込み、7月1日から新制度を実施した。ACSの対象は家族数と年収で規定され、年齢に応じひとり100~550ユーロの補助を得て共済補足医療保険と契約する。制度の有資格者は300万人前後と推定されているが実際の契約者数は117万人に留まっているため、今回の改正ではまず活用促進策として契約プランの数を絞り選択を容易にし、保険料を従来比で最大45%まで減額した。またACSの契約者には第三者支払制度(保険者が医療機関等へ支払う)が適用され、立て替える必要がなくなった。第三者支払制度の全国民への適用は政府の目標であり、今回の措置はその先駆けでもある。 (海外立法情報調査室・豊田 透)

・ <http://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2014/12/22/2014-1554/jo/texte>

【フランス】 アレルギー誘発物質を含む食材についての情報表示義務

2011年12月12日に施行されたEU規則「消費者に対する食品情報の提供に関する規則」(EU)No 1169/2011が、2014年12月13日から適用された(本誌253号(2012年9月)参照)。これを受けたフランス国内法規として、2015年4月17日、「アレルギー誘発物質及び未包装食品についての消費者への情報提供に関するデクレ(政令)第2015-477号」が公布され、7月1日から適用された。EU規則に挙げられたアレルギー誘発物質を含む食材14品目について、使用の有無を明瞭な文字で表示すること、販売方法に応じて表示することを規定しており、容器や袋に入っておらず現物に表示やラベル添付ができない未包装食品についても、消費者が容易かつ確実に情報を得られる措置を促進している。こうした食品を店舗で直接販売する場合、情報はウィンドウや棚など現物に近い箇所に表示する。レストランでは、メニュー中のアレルギー誘発物質の有無や種類について専門的な知識に基づいた文書を用意し、消費者の求めに応じ提示できるようにする。(海外立法情報調査室・豊田 透)

・ <http://www.legifrance.gouv.fr/eli/decret/2015/4/17/2015-447/jo/texte>

【ドイツ】 重罪の捜査強化とヘイトクライム防止

2000～06年に極右集団「国家社会主義地下組織」の犯行により9名の外国人が射殺され(ヘイトクライム)、犯人は2011年によく判明した。事件の調査のために2012～13年に連邦議会に調査委員会が設置され、複数の州にまたがる犯罪の捜査において州間の協力が不十分であったことが明らかとなった。調査委員会の勧告を受け、通常裁判所の構成について定める裁判所構成法が改正された(BGBl. I S.925, 2015年8月1日施行)。従来、特定の重罪を連邦検事総長が担当するには、当該重罪が客観的に国の存立又は治安に反し、かつ、犯人が主観的にそのような動機を持っていることが要件であったが、改正により、客観的な要件のみ必要とされた。また、重罪が複数の州にまたがり、かつ、必要と認められる場合には、連邦検事総長が事件を担当する旨が明文で定められた(第120条)。刑法典も改正され、全ての犯罪の量刑において、犯人の人種的又は外国人排他的な動機が考慮されなければならないとされた(第46条)。(海外立法情報課・渡辺 富久子)

・ BT-Drucksache 17/14600, 18/3007.

【ドイツ】 テロ戦闘員の渡航及びテロ資金供与を防止するための刑法典の改正

テロ戦闘員の渡航及びテロ資金供与を防止するために、刑法典が改正された(BGBl. I S.926, 2015年6月20日施行)。改正により、銃器又は爆発物等の製造又は取扱いに関する訓練の提供又は訓練を受けること等を目的として渡航を企図し、国家を危うくする重大な暴力行為の予備をした者は、6か月以上10年以下の自由刑に処せられることが規定された(第89a条第2a項)。また、従来、国家を危うくする重大な暴力行為のために些少でない額の資金を集め、受領し又は提供した者は同様の自由刑に処せられることが規定されていたが(第89a条第2項第4号)、この規定は削除され、テロ資金供与の罰則について独立の条が設けられた(第89c条)。新しい規定によれば、殺人、人質拘束等のテロ犯罪又はテロ目的の渡航を他者又は自らが行うために資金を集め、受領し又は提供した者は、6か月以上10年以下の自由刑に処せられるとされた。さらに、従来、処罰は資金額の多寡に依拠していたが、資金額は問われないこととなった。(海外立法情報課・渡辺 富久子)

・ BT-Drucksache 18/4087, 4705.

【ドイツ】 連邦長距離道路課金法の改正

従来、総重量 12 トン以上の重量貨物車は、アウトバーン（総延長 12,800 km）及び一定の連邦道路（4 車線以上であること、直接アウトバーンに繋がること等の要件を満たすもの）（同 1,200 km）の走行に際して、走行距離に応じて通行料金を支払わなければならないとされてきた（重量貨物車課金）。重量貨物車課金による収入は、経費を控除して、全額が道路整備のために使われる。この制度を定める連邦長距離道路課金法が、重量貨物車課金による収入を増やすために改正された（BGBl. I S.922、2015 年 7 月 1 日施行）。改正により、次の 2 点につき課金対象が拡大された。第 1 に、課金対象となる連邦道路の要件として、課金対象である連邦道路を経由して間接的にアウトバーンに繋がること等が追加され、2015 年 7 月 1 日から課金対象となる連邦道路の総延長が 1,100 km 増える。第 2 に、課金対象となる重量貨物車の総重量が、2015 年 10 月 1 日から 7.5 トン以上に引き下げられる。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

・ BT-Drucksache 18/3923.

【ロシア】 高度技術犯罪への罰則強化

2015 年 6 月 8 日連邦法第 153 号「ロシア連邦刑法典第 187 条の改正について」により、高度技術を使用した犯罪に対する罰則が強化された。同法により、ロシア連邦刑法典第 187 条が「違法な決済手段の流通」と改名されるとともに、その第 1 項において高度技術による違法な資金の決済が処罰対象として明記された。新たに追加された違法行為の内容は、「使用又は販売する目的で、違法な資金の引出し、支払い及び送金を行うための偽造クレジットカード、書類、電子決済手段、電子情報媒体、技術的装置及びコンピュータープログラムを製造、取得、保管及び輸送すること並びに販売すること」とされている。以上の行為を行った者に対しては、10 万ルーブル以上 30 万ルーブル以下又は年収 1 年分以上 2 年分以下の罰金を伴う 5 年以下の懲役刑又は 6 年以下の禁固刑が科される（2015 年 7 月 17 日現在、1 ルーブルは約 2.2 円である）。以上の改正は、法律が公布された 2015 年 6 月 8 日から施行された。

（海外立法情報課・小泉 悠）

・ <http://kremlin.ru/acts/bank/39764>

【ロシア】 土地法典及び住居法の改正による教職員用住宅の改善措置

2015 年 6 月 8 日連邦法第 142 号「連邦法「ロシア連邦土地法典の施行について」第 3 条及び連邦法「住宅建設の発展支援について」の改正について」（以下「教職員住宅法」という。）が制定され、教職員向け住宅供給の改善に関する一連の措置が規定された。2015 年 5 月 2 日連邦法第 122 号「ロシア連邦労働法典並びに連邦法「ロシア連邦の教育について」第 11 条及び第 73 条の改正について」で教職員の選抜基準を厳格化し、より高い専門性を求める方針が盛り込まれたことに対応して、教職員の待遇改善を図ることが狙いとされる。教職員住宅法によると、今後、教職員は住宅建設組合を結成し、国、地方自治体又は連邦住宅供給基金が保有する土地を住宅用地として提供される権利を有する。また、土地を提供する際の基準、その実施に関する監督、土地の市場価格の決定などについても手続が定められた。

（海外立法情報課・小泉 悠）

・ <http://kremlin.ru/acts/news/49656>

【韓国】 すべての保育所に児童虐待防止用の監視カメラ設置を義務化

2015年1月、仁川（インチョン）のある保育所において、保育士が園児に身体的虐待を加える事件が発生した。同事件は、虐待場面の映像が放映されたことにより大きな関心を集めた。これを契機として、すべての保育所への監視カメラ（CCTV）設置を求める声が高まり、2015年5月18日、乳幼児保育法が改正された（同年9月19日施行）。同法改正により、①保育所に監視カメラ設置を義務付けること（保護者全員が設置しないことに同意した場合や、外部からリアルタイムで確認できるネットワークカメラを代わりに設置する場合を除く）、②ネットワークカメラの設置に際しては、保育士及び保護者の全員の同意を要すること、③保育所は、監視カメラの映像情報を60日以上保管しなければならないこと等の規定が新設された。なお、今回の法改正により、保育士教育の強化や、保育士の待遇改善（補助人員及び相談専門要員の配置）に関する規定も併せて盛り込まれた。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_B1C5P0D4D2B2V2B3V5Y4Y1I8I8S3E8

【韓国】 クルーズ産業の育成及び支援に関する法律の制定

2015年2月3日、政府が経済活性化法の一つに位置付けていた「クルーズ産業の育成及び支援に関する法律」が制定され、同年8月4日に施行された。同法の制定により、クルーズ産業が「クルーズ船及び乗客と関連した財及びサービスを通じて付加価値を創出する産業」と定義されるとともに、①海洋水産部長官（部は省に相当、以下「長官」）による5年ごとのクルーズ産業育成基本計画の策定、②船上カジノの設置、③専門人材の育成・雇用促進、④韓国クルーズ産業協会の設立、⑤国及び地方公共団体の支援等に関する事項が定められた。船上カジノの設置が認められるのは、国際総トン数2万トン以上の国際巡航クルーズ船（国内と外国間又は外国間を主に運航する韓国籍クルーズ船）であり、利用は外国人に限られる。長官は内国人も船上カジノを利用できるようにするための法改正に前向きな姿勢を示しているが、政府内外に慎重意見があり、難航が予想されている。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_R1I3Z0Q7U1X6D1J0C0J1V3T0C8C5U7

【韓国】 たばこのパッケージへの警告図案の表示を義務化

韓国では、1988年のたばこ事業法制定以降、たばこのパッケージへの警告文の表示義務が強化されてきた（本誌261-2号（2014年11月）参照）。他方、絵や写真等の視覚的な警告（以下「警告図案」）の表示義務については特段の規定がなかったが、2014年9月、政府は「禁煙総合対策」を公表し、警告図案の表示も義務化する方針を示した。その後、国会において警告図案の表示義務化に向けた国民健康増進法改正案の審議が進められ、2015年6月22日、同法が改正された（2016年12月23日施行）。法改正により、①喫煙の弊害を表す内容の警告図案のパッケージ前・後面への表示、②他人の健康を脅かす旨の警告文の追加、③警告表示（文＋図案）はパッケージ全体の面積の50%以上、警告図案を前・後面の各面の面積の30%以上、④違反時に1年以下の懲役又は1千万ウォン（約108万円）以下の罰金等が規定された。なお、警告図案については、国会審議の過程で「過度に嫌悪感を与えてはならない」とのただし書が追加された。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_I1D5E0B2V2T5Q1C5S2K2D5H5K8F2I0

【韓国】 感染症の予防及び管理に関する法律の改正

2015年5月以降、韓国で中東呼吸器症候群（以下「MERS」）が発生し、深刻な被害をもたらした。MERSの急速な拡大を招いた要因として、当局による初期対応が遅れたこと、感染が疑われた患者や隔離対象者の一部が訪問地を正確に伝えなかったり、拡大防止に非協力的であったりしたこと、当局が当初、患者が入院している病院等の情報を公開しなかったこと等が指摘されている。MERS拡大の過程で露呈したこれらの問題に対処するため、同年6月25日、「感染症の予防及び管理に関する法律」が改正された。法改正により、①当局の担当者が発生現場で直ちに適切な措置（移動制限等）を取るための根拠規定、②感染症の調査時における虚偽の陳述、虚偽の資料提出及び故意の事実隠蔽の禁止、③当局による迅速な情報公開（患者の移動経路、移動手段、診療機関等）等が規定された。正当な理由なく①や②に違反した場合は2年以下の懲役又は2千万ウォン（約216万円）以下の罰金に処される。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_C1D5Q0H6C2I5J1C4X3O1R1E3R1V0K9

【中国】 刑法第9次改正案

刑法第9次改正案は、2014年10月の全国人民代表大会常務委員会会議で第1回審議が行われ、その後意見公募が実施された（本誌262-1号（2015年1月）p.31参照）。その結果も踏まえ更に検討し修正が加えられた改正案が、2015年6月の同会議で第2回審議にかけられた。今回の改正案で注目が集まったのは、①テロ活動の訓練に対する資金援助及び訓練参加者の募集・輸送を行った者に対し、刑事責任を追及する、②スクールバス又は旅客輸送において定員超過又はスピード違反が著しい場合、運転者を拘役及び罰金刑に処する、③誘拐された子供を買った者がその子供を虐待せず、救出活動の妨害もしなかった場合、減刑の対象となるが、現行法に定める刑事罰免除は適用されない、④医療紛争において患者側に著しく医療秩序を乱す行為があった場合、患者側を刑事罰に処するなどの規定である。第2回審議の終了後、7月6日から1か月間、改正案に対する意見公募が再度行われている。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfgz/flca/2015-07/06/content_1941116.htm

【台湾】 温室効果ガス削減及び管理法の制定

2015年6月15日、台湾立法院で温室効果ガス削減及び管理法が可決された（同7月1日公布・施行）。同法は、総則、政府機関の権限及び責任、削減対策、広報及び奨励、罰則、附則の6章で構成され、全34か条から成る。台湾における温室効果ガス削減の長期目標として、2050年の温室効果ガス排出量を2005年の50%以下とすることが、同法で定められた。2005年に2億4500万トンだった台湾の二酸化炭素排出量は、その後も微増傾向にあり、2013年には2億5100万トンに達している。2050年の目標数値とされた1億2250万トンは、1991年の水準に相当する。この目標を達成するため、同法は、①行政院環境保護署による「国家気候変動対応行動綱領」「温室効果ガス削減推進計画」の策定と5年ごとの見直し、②総量規制と排出量取引の制度の実施、③温室効果ガス削減を推進するための管理基金の設置、④排出枠を超過した事業者に対する罰則等を定めている。あわせて、約30本の関連立法も予定されている。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ <http://lis.ly.gov.tw/lghtml/lawstat/version2/03717/03717104061500.htm>

【台湾】 博物館法の制定

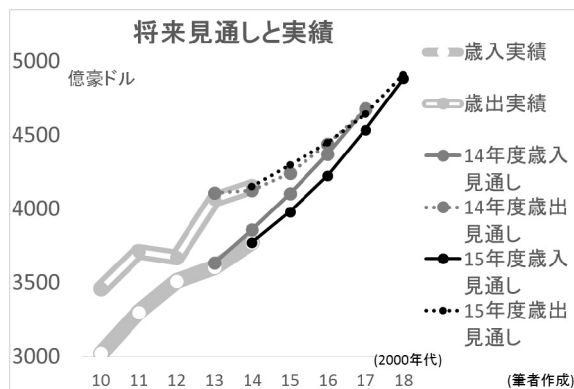
2015年6月15日、台湾立法院で博物館法が可決された（同7月1日公布・施行）。同法は博物館について定める台湾で初めての法律であり、1983年に制定が提唱されて以来、30余年を経てようやく成立した。全20か条から成る同法は、博物館事業の健全な発展、博物館の専門性、公共性、多元性、教育機能及び国際競争力の向上等をその立法目的とする。主な内容は、①博物館の登録制度と公立・私立の区分、②博物館に対する評価・認証制度、③公・私立博物館に対する行政による専門的助言、技術提供、人材育成及び助成、④私立博物館の重要収蔵品の修復に対する助成、⑤博物館への民間からの寄附を奨励するための税制優遇措置、⑥業務発展を目的とする博物館相互協力組織の設立と資源共有ネットワークシステムの構築、⑦公立博物館における運営基金の設置、⑧展覧会に出展される外国の文化財等の差押え禁止、⑨原住民の民族文化の保存・研究のための原住民族博物館の設置、⑩公立博物館人事の弾力化などである。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ <http://lis.ly.gov.tw/lghtml/lawstat/version2/02905/02905104061500.htm>

【オーストラリア】 2015-16年度連邦予算

2015-16年度（2015年7月始まり）連邦政府予算が2015年5月、下院に提出された。支出4298億豪ドル（約41兆円）、収入3980億豪ドル（約37兆円）。また、同年6月、連邦の恒常的な活動に支出する権限を認める歳出予算法が可決された（962億豪ドル（約9兆円））。予算では5か年の見通しも発表する。見通しと実績に乖離があれば、政策を見直し、説明責任の一環として見通しも修正する。現政権は中期的に平均して黒字となることを目標としており、上表をみると、政策を見直し歳入の見積りを抑え目標年を1年延ばしたことが分かる。



（海外立法情報調査室・吉本 紀）

・ <http://www.budget.gov.au/>

【オーストラリア】 第2シドニー空港

第2シドニー空港（西シドニー空港）建設のため空港法が2015年6月30日に改正された。1946年から必要が叫ばれ検討されて来た第2空港は、紆余曲折を経て2014年4月、かねてから有力候補であったバジェリーズ・クリーク（Badgerys Creek：シドニー中心地から約50km西）に建設されることが決定した。連邦の主要21空港は、1996年空港法により国有地に事業者が長期リースして開発・運営する。事業者はそのためのマスタープランと開発計画を作成し、5年ごとに見直さなければならない。今回の改正は、①建設地が特に環境への配慮を要する地域であることに鑑み、連邦政府が空港計画（用地仕様、騒音などを含む）を決定し、その中に環境保護・生物多様性保全法に基づく環境大臣の環境影響評価を組み込み、事業者のマスタープランをこれに適合させること、②他の空港事業者の参入を容易にする規制緩和を主たる内容とする。予算は10年間で29億豪ドル（約2674億円）、2020年代半ばの開業を目指す。

（海外立法情報調査室・吉本 紀）

・ <http://westernsydneyairport.gov.au/>

【フィリピン】 バンサモロ基本法案の審議停滞

フィリピン政府とモロ・イスラム解放戦線（MILF）が2014年3月に調印した包括和平文書に基づき作成されたバンサモロ基本法案の審議が、上下両院で難航している。バンサモロ基本法は、イスラム教徒人口が集中する南部ミンダナオ島にバンサモロ自治政府を設立するための法的枠組みを整備するものだが、自治政府の権限が強すぎることに、将来自治区域の拡張を可能にする条文が含まれること、MILF以外の武装勢力を包括していないことなどが問題とされている。当初政府は2015年3月中の法案可決を目指していたが、同月起きたMILFと警察部隊との武装衝突で警察官44人が死亡したことを受けて世論が硬化し、下院の審議は一時中断していた。上院でも法案の合憲性を疑問視する議論が提起されており、フェルディナンド・R. マルコス上院議員は対案を作成中だと発表している。政府はアキノ大統領の任期満了となる2016年6月までに自治政府を発足させる方針で、7月27日再開予定の議会で早期可決を図るとしている。 （海外立法情報課・光成 歩）

・ <http://www.philstar.com/headlines/2015/06/17/1466781/senate-wont-budge-bbl>

【ミャンマー】 憲法改正二法案を否決

2015年6月25日、ミャンマー連邦議会で憲法改正案の採決が行われ、アウンサンスーチー氏率いる最大野党の国民民主連盟（NLD）が求めてきた大統領要件及び憲法改正要件の緩和案は否決された。大統領要件を定める第59条は、親、配偶者又は子供などが外国籍を持つ者の大統領就任を禁じており、息子らとその配偶者が英国籍を持つアウンサンスーチー氏の大統領就任を阻んでいる。また、第436条は、憲法改正に必要な議員の賛成比率を75%と定め、連邦議会の4分の1議席を占める軍部に実質的な憲法改正の拒否権を与えている。NLDは国政復帰した2012年以来、憲法改正を最優先課題としており、2013年秋より与野党議員合同の委員会で改正案の協議を行っていた。地方議会による地方首長選出などを盛り込んだもう一つの憲法改正案も6月に提出されており、7月8日に採決が行われたが、実質的な改革につながる項目は全て否決された。 （海外立法情報課・光成 歩）

・ <http://www.mmtimes.com/index.php/national-news/15227-disappointment-as-military-shoots-down-amendments.html>